

中国知的財産事業の開拓者

——「老任」への回想



中国弁護士・弁理士 魏 啓学[※]

要 約

1980年当初中国で対外開放政策が始まった頃、当時の私の上司であった任建新さんはことあるたびに、「今の中国は外国の技術の導入が必要であるが、それにはまず特許法の整備が必要である」と言っておられました。それを本当に実行された任さんの中国知的財産に対する貢献について、商標法や特許法、その他の知財法規の起草、日本との交流及び中国の国際組織への加入などいろいろな角度から紹介いたします。私も、任さんのお陰で、その教えを受けながら、中国知財の道をこれまで歩いてまいりました。任さんがおられなかったら今の私はなかったと心から思っております。読者の皆様に「中国知財財産事業の開拓者——老任への回想」をご紹介できることを光栄に思います。

目次

はじめに

1. 私の知的財産の道
2. 商標制度の設立者としての老任
3. 特許制度の開拓者としての老任
4. その他の知的財産法規成立を後押しした老任
5. 中日知的財産交流の基礎を確立した老任
6. 中日商標保護協定の締結者である老任
7. 中国の国際的な知財組織の加入及び設立を後押しした老任
8. 知的財産裁判の創設者である老任
9. 無念と希望

筆者紹介

はじめに

人は一生のうちで、人生の方向を転換し、新しい道を歩むようになるほど大きな影響を与えてくれる人物に一人でも出会えたら、大変幸せなことであると思います。

また、国の発展においても、ある事業の進展に大きな影響を与え、その国の経済の順調な発展に寄与できるようなキーパーソンが必要です。

私自身68年間の自分のこれまでの人生を振り返ってみると、1970年代に知的財産業界に足を踏み入れ、これまでの人生の半分以上を過ごしてきました。私が知的財産と係る契機、人生の方向転換に重大な影響を与えてくれた人物は、「老任」こと私の昔の職場の上司であった任建新さんです。何十年以来、私は、人生の先輩である任さんを親しみを込めて「老任」と呼んで

います。

中国には1980年代まで、知的財産制度がありませんでした。1980年代に入り、特許制度と商標制度は、徐々に確立され、中国における改革開放の進展の保護を後押しする役割を果たしてきました。そんな中、老任は、中国知的財産事業の開拓者であると言えます。

最初から振り返ってみましょう。

1. 私の知的財産の道

私は、1960年代末に社会人として仕事を始めました。当時の対外貿易部（現在の「商務部」、日本の経済産業省に相当する）に勤めた後、中国国際貿易促進委員会（以下「CCPIT」という）に異動になりました。CCPITで勤務した当初は、連絡部の所属でした。連絡部の主な業務は、日本などの外国からの経財界、貿易業界からのお客様のお世話をしたり、広州で開催されていた「中国輸出商品交易会」（「中国輸出入商品交易会」の前身）及び外国で中国経済貿易関係の展覧会を開催したりすることなどでした。1970年代初期に、外国人が宿泊する涉外ホテルに自由に入ったり、外国からのお客様と一緒に万里の長城、故宮、頤和園などを見学したりすることができる私の仕事は、多くの人の羨望的でした。私自身も、国内外のさまざまな業界の人から国家のリーダーとまで会え、さまざま

[※] 林達劉グループ 北京林達劉知識産権研究所 所長
北京魏啓学法律事務所

なことを吸収でき、語学面も一層磨くことができる当時の仕事を面白いと感じていました。そして、何年かかけて外国語の質的な飛躍を実現しようと自分なりに計画を立てていました。

しかし、1978年のある日のこと、連絡部の上司から、法律部への異動を突然命じられました。あまりにも突如なことで、全く心の準備ができていませんでした。法律部の業務といえば、一日中オフィスで書籍や法律条文を読んだり、ファイルを整理したりすることで、外国の方と接触する機会がなかったので、当時法律部は人気のあるセクションとは言えませんでした。

ただし、当時私たちには、現在とは異なり自分に選択の余地がなく、部門の命令に従わなければなりません。法律部への異動後、私は法律部商標代理処で、日系企業や日本人の中国商標出願の業務を毎日黙々と取り扱っていました。

連絡部の元上司から、「君のことは、連絡部の若手ホープとして将来性を大いに買っていたので、手放したくなかったけれど、法律部から白羽の矢が立てられたから、仕方がなかったんだよ」と言われても、だだの慰めだと思い、信じることもできませんでした。

当時、老任は法律部長で、柳谷書（以下、「老柳」という）が副部長でした。法律部に異動した後、老柳から、「小魏（若かった私はこのように呼ばれていました、日本の〇〇君に相当する）どうして法律部に異動になったのか、知っているか」と尋ねられました。「知りません」と答えた私に対して、老柳は、「もともと、連絡部は、君ではない他の職員を異動させるつもりだったのだけど、老任がどうしても同意してくれなかったのだよ。老任は、君を是非法律部に指名し、トップからも同意を得たので、連絡部も仕方なく『法律部の仕事を支援するために、優秀な人材を異動させる』と応じたのだよ」と教えてくれました。

この時になって初めて、私は、法律部に異動したのは老任のお陰だったことを知ったのです。その後、私は本格的に知的財産の道を歩み初め、新しい人生が始まりました。

私の異動については、他にもエピソードがあります。私が法律部に異動した後、当時の連絡部責任者であった李川さんが、私を呼び出して、「小魏、どうして法律部への異動に同意したんだ。私が出張から戻ってきたら、法律部に異動になったという話を聞いて、少し怒っているんだよ。なんなら、呼び戻してあげよう

か」と言ってくれました。しかし、その時点で私は、既にキャリアアップをすることができる新たな道を歩み始めていましたし、老任も連絡部への復職に同意しないでしょうから、李川さんの厚意に感謝はしましたが、丁重にお断りしました。

このようにして、新しい道を歩み始めた私は、その後、老任の指導の下、『特許法』、『商標法』、『著作権法』、『特許代理人条例』（日本の『弁理士法』に相当する）などの法律法規の起草、さらに『技術契約法』、『技術輸出入契約管理条例』（『技術輸出入管理条例』の前身）の起草に参加しました。老任は1981年、特許法及び特許代理人制度を学ばせるため、私を日本への研修に派遣してくれました。研修から帰国した後、中国では1982年から1983年にかけて特許法の起草が中止になりそうになった時もありましたが、私は動揺することなく平常心で、知的財産という我が道を邁進して参りました。それから30年余りが経った現在も、皆さんがご存知のようにリタイアすることなく、240人以上の規模になりました知的財産事務所を経営しています。

これまでの人生を振り返る時、老任があの時私を法律部に異動させ、育ててくれたからこそ、今の私があるをつくづく思い、感謝の気持ちでいっぱいになります。老任が、私の人生の方向転換をさせてくれた恩人であると言っても過言ではありません。また、私は、老任の勤勉さ、緻密な仕事振りや新しい事業を常に開拓していく揺らぎない精神を目標にして、ここまでやってきました。

2. 商標制度の設立者としての老任

中国の『商標法』は1982年7月に採択され、1983年3月1日より正式に施行されました。これは、中国で最初の知的財産法でした。『商標法』の採択及び施行は、中国における知財に関する立法の先駆けとして、その他の知財立法に多大なる影響を及ぼしました。『商標法』は、老任が長年にわたり、心血を注いで完成させたものだと言うことができます。

商標制度設立への道は、1970年代に始まりました。

中国には1982年以前、商標制度こそありましたが、『商標法』はありませんでした。商標制度を司っていたのは、計画経済時代の1963年に制定された『商標管理条例』でした。

『商標管理条例』の主な規定について、次にご紹介します。

①商標は企業の権利ではなく、商標出願及び登録商標を使用することは企業の義務で、登録商標を使用していない商品は販売することができない。

②行政機関による行政管理が極端に強調されており、商標の出願から、登録、登録商標の使用などに至るまで、行政機関が厳格に管理を行い、出願書類及び登録証の発行も行政機関が行う。

③商標によって商品の品質管理を行うので、商標出願時に、「商品品質規格表」及び「技術基準」を提出しなければならない。

④国内企業の登録商標には存続期間の規定がないので、商標は、取消されない限り、永久に有効のまま維持される。

⑤外国企業又は個人が中国で登録した商標の存続期間は10年で、更新することができる。

⑥読みやすくするために、商標は名称（呼び名）を有しなければならない。

⑦外国人が中国で商標出願するには、所在国と中国との間で二国間保護協定の締結が必要となる。

⑧外国語文字により構成される商標を使用することはできない。

⑨拒絶された商標出願については、異議申立てを請求することができない。なぜならば、異議申立て制度自身がなく、異議申立てを管理する部門もないからである。

このように、当時の商標制度は、現在の商標制度とは根本的に異なり、1978年に始まった改革開放政策及び改革開放後の国内外の情勢に全く適用することができないものでした。

当時中国には、まだ知的財産という概念がなく、中国の法律は、私的財産を保護せず、社会大衆も私的財産という意識を持っていませんでした。そのため、新しい概念と意識を創出し、1949年の中華人民共和国成立からそれまでに形成されてきた概念を打ち破り、旧制度の呪縛から脱出することは、非常に困難を伴う作業でした。

『商標管理条例』の条文はわずか14条であり、句読点を含めた字数は約800字でした。また、『実施細則』は計21条で、それも数百字に過ぎませんでした。さらに、商品分類（計78類）は中国の独自の分類で、国際的な商品の国際分類とは一致していませんでした。

老任はこのような状況を打開し、新たな商標制度を確立するために尽力し、以下のような商標に関する事

業を開拓していきました。

(1) 当時の外国訪問する際にあつた制度上や為替管理上の制限を打ち破り、積極的に諸外国を訪問し、商標制度を調査・視察しました。

(2) 国務院（中国の内閣）の支持を得て、最大限に旧商標制度の制限を打ち破り、『商標管理条例』及びその実施細則を弾力的に運用し、外国のやり方及び国際慣例を参酌し、次のような問題点について外国人の商標出願及び審査にも柔軟に適用できるように尽力しました。

①商標出願時に提出する「商品品質表」は、外国人には適用できないこと。

②商標に名称（呼び名）をつけなくてはならないことが、外国人には適用できないこと。

③登録できないと強制的に規定されている商標については、国際慣例を参酌して判断すること。

④外国語文字によって構成される商標に関する規定について、外国人には適用できないこと。

⑤商標が登録されてから1年間不使用であると登録が取消されることは、外国人には適用できないこと。

⑥薬品で商標出願をする際に、薬品管理機関が発行する製造許可証を提示しなければならないことは、外国企業の商標出願に強制的に適用してはいけないこと。

⑦商標の類否判断について、国際審査基準を参酌することなど。

上記のように法律を適宜に適用させた結果、外国企業の中国における商標出願がしやすくなり、中国の国際貿易及び外国企業による対中投資などの促進において積極的な役割を果たすことができました。

(3) 国務院の許可を得て、周恩来総理が制定した「独立自主、平等互惠、国際慣例を参酌にして」という原則に基づき、中国は関連国際条約に加盟していませんでしたが、協議を通じて1979年8月までには、米国、イギリス、西欧各国、東欧各国及び一部の発展途上国を含む30以上の国と相次いで『商標登録互惠協定』を結びました。

30以上の国と『商標登録互惠協定』を結んだことにより、対外開放の窓口が開かれ、中国の国際的なイメージを新たに構築し、国際貿易の発展、外資及び技術の導入を効果的に推し進めました。

(4) 『商標法』の制定を積極的に後押ししました。

老任は1978年、商標局の局長数名と一緒に「商標法起草グループ」を組織しました。私も同グループの一

員として『商標法』の起草に参加しました。そして、さまざまな困難を乗り越え、5年間の努力の積み重ねの結果、『商標法』草案の起草を完成しました。この商標法は1982年に採択され、1983年より施行されました。このようにして、中国における知的財産の新時代を切り開くことに、大いに寄与しました。

この商標法の草案には、老任が商標の主管であったときに作成した多くの規定も取り入れられました。これらの規定には、『商標法』の基礎となったものもありました。

(5) 商標代理制度を確立しました。

1950年代から1990年初期にかけて、中国の商標出願代理機構は、唯一 CCPIT だけで、老任が部長であった法律部の商標代理処により管理されていました。

老任は、法律部の部長であった頃、商標代理人を積極的に増員し、優秀な商標代理人を多数育成しました。彼らは、その後設立された CCPIT 特許商標事務所において商標代理の中堅幹部となり、さらに、1990年代後半には、各涉外代理事務所に移り、中国における商標代理の中心的な商標弁理士になり、今でも、現役で中国の知的財産業界の前線で活躍している人が大勢います。

3. 特許制度の開拓者としての老任

中国の『特許法』は、1984年3月に採択され、1985年4月1日より正式に施行されたことをご存知のことと思います。しかし、特許法が成立するまでに、6年間の生みの苦しみを経て、最終的に第25稿でようやく採択された経緯は、あまり知られていないのではないのでしょうか。また、特許法の成立、特許制度を導入することについて、老任が1973年に国務院に正式に提言したことについて、ご存じの方は皆無に等しいと思います。しかし、当時の歴史状況のため、老任のこれらの提言に対して、国務院から何の反応もありませんでした。その後、「四人組」が追放され、1979年10月に、その提言は再び国務院に提起され、その翌年1月に最終的に認められ、特許法の起草もようやく日程に組み入れられました。

老任は、私を、胡老（胡明正）と一緒に、『特許法』及び『特許法実施細則』の起草作業に参加させてくれました。国家の関連指導者及び立法機関を説得し、『特許法』の起草を認めてもらうために、私は、元々は中国で研究、開発された技術や製品が、外国人により

外国で特許登録されたために、中国製品の輸出の妨げになった例をいくつかまとめました。その中には、日本の弁理士である佐藤文男先生から提供していただいた例もありました。

特許法の起草の立法過程において、旧機械部、化工部などたくさん部門は終始一貫、特許法成立に断固反対し続けました。なぜならば、特許法が成立し、特許制度が導入されることは、中国の社会主義制度に合致せず、外国製品を模倣することが制限されることになり、当時外貨準備が少なかった中国にとって、莫大な特許使用費を支払うことが困難であるなどのさまざまな要因があったからです。この時も、老任は、関連機関を説得するために、これらの部門の責任者との会談を幾度も行い、特許制度の導入のメリットを詳しく説明することで、特許法起草を確固としてサポートしました。

特許については、『特許協力条約』（略称は PCT）という国際条約があります。PCT についての理解を深めるために、老任は1978年にジュネーブへ担当者を派遣しました。当時の状況からすれば、これは確かに先を見越したものであり、先見の明があったと言えます。現在、世界の大多数の国はいずれも PCT に加入しています。

また、国務院が1980年に承認した特許法起草に関する報告では、①特許庁の設立、②『特許法』の起草、③特許代理機構の設立という3点が決定されました。特許庁と特許法は、当時の国家科学技術委員会及び CCPIT が担当し、特許代理機構は、CCPIT が担当することになりました。老任は当時 CCPIT に所属していたので、中国初の特許代理機構を CCPIT 内に設立しました。当時の国家体制のため、「特許事務所」と言うことができず、老任の管轄する法律事務部内に「特許代理処」を設立しました。そして、理科系、法律や外国語に精通した人材を招聘し、特許制度及び特許代理のやり方を勉強させるために、米国、ドイツ、日本などへ派遣しました。老任のお陰で、私も1981年、派遣団員の一人として日本に行くことができました。

その後、CCPIT 特許代理処は、先に設立された商標代理処と統合され、中国初の特許商標代理事務所である「CCPIT 特許商標事務所」となりました。

さらに、老任は老柳など4名を香港に赴任させ、中国の香港地域での優勢を利用することで、中国特許代理（香港）有限公司を設立しました。同会社は、香港

人と合弁で設立された特許商標代理機構で、中国初の知的財産の合弁企業でした。

現在、中国には900近くの特許事務所があり、多くの事務所の責任者、パートナー、取締役又は弁護士などには、CCPIT特許商標事務所出身者が多数います。CCPIT特許商標事務所は中国特許商標代理事業の「黄埔軍官学校（孫文が設立した有名な軍官学校）」で、老任はその校長先生であったと言えます。

設立間もない特許庁は1984年、特許代理業務育成クラスを初めて開講しました。当時の旧特許庁長官黄坤益氏の指名により、老任は、私の特許代理業務の講師として派遣してくれました。私自身その当時正直に言えば、外国の弁理士との業務のやり取りからある程度の実践は積んでいたとはいえ、特許代理業務については、まだまだ自信を持って行えるというレベルには達していませんでした。それにも関わらず、しばしば「プロフェッショナル」とか「専門家」と呼ばれ、気恥ずかしい気がしました。

また、老任は1970年以降、特許代理業務について、門戸を開放し「招聘」と「派遣」を共に積極的に行いました。関連する国際会議に担当者を参加させるとともに、多くの外国の専門家を招いて中国で講演会や交流会を開催しました。これは、多くの優秀な弁理士を育成するために、大いに役立ちました。

さらに、老任は、中国で最初の特許出願書類の保存書類及び各ファイルの書式として、日本のやり方を参考にして、中国の知的財産業界の実情に合ったものを、完成させました。私たちに、これらの保存書類及び書式の基礎となる参考書類を提供してくれたのは、老任の古くからの友人でもあった青和特許法律事務所の創業者の故青木朗先生でした。老任は、青木先生とお互いに緊密な連絡を取りあい、厚い友情で結ばれていました。青木先生は、私心なく自分の事務所の保存書類の書式、各種のファイルの書式（和文や英文を含め）を全て提供してくださいました。これらの参考書式があったから、私どもは保存書類及びファイルの書式を完成することができたのです。

歴史的に考えると、新しい制度の設立にあたり、その原動力となる役割を果たす人物が必要不可欠です。老任は、まさに中国特許制度及び特許代理事業の生みの親であると言えます。

4. その他の知的財産法規成立を後押しした老任

老任は、『特許法』、『商標法』の他にも、さらに他の知的財産法規の成立を積極的に後押ししました。次のとおり簡単にご紹介します。

(1) 1979年以降、老任は、胡明正と私を『著作権法』（当時の「版權法」）施行までの起草活動に参加させてくれました。この法律の起草時には、数え切れない困難に遭遇しました。しかし、老任は、終始一貫して『著作権法』の起草を支援し続けました。胡明正と私も、草案の検討、論証過程の各会議を一回も欠席することなく参加し、著作権法の起草に尽力しました。当時、この法律の起草グループの責任者は、国家版權局の李奇処長と後に版權局局長に昇進した沈任干でした。

(2) 特許法の起草よりやや遅れましたが、『特許代理人条例』の起草も日程に組み入れられました。老任は、私をこの条例の起草活動にも参加させてくれました。私は、司法部の沈白露、社会科学院法学院研究所の故鄭成思先生や特許庁の担当者たちと一緒にこの条例の起草に取り組みました。

(3) 老任は1983年、CCPITから最高裁判所に異動になりました。私は、1984年から関連機関の依頼を受け、『コンピュータソフトウェア保護条例』、『技術輸出入契約管理条例』（現在の『技術技術輸出入管理条例』）の起草活動にも携わりました。老任は1970年代から1980年代前半にかけて、技術ライセンスに関連する国際会議に幾度も参加していましたので、これらの条例の起草にも、大きな影響力を持っていました。また、私は、CCPITの代表として『特許法』、『商標法』の起草活動に参加しましたが、これらの条例とも密接な関連を有していました。

5. 中日知的財産交流の基礎を確立した老任

客観的に言えば、他の国に比べて、中日両国の知的財産の交流は比較的活発に行われていたと言えます。したがって、中国が知的財産法を作成する際に、日本の知財法を参考にした部分が多かったのは、否めない事実です。ですから、中国の知的財産の立法過程は、中日知的財産交流の賜物とも言えます。

中日間の知的財産交流の基礎は、1970年代に老任によって確立されました。

老任は、その勤務態度、仕事ぶり及び対外開放と外国との交流などの面において、周恩来総理の影響を深く受けていたと言えます。老任は、外国の同業者と積

極的に交流すること、新しい知識を積極的に導入することを唱え続け、周総理が唱えた「独立自主、平等互惠、国際慣例を参酌にして」という3つの原則を、遵守しながら、外国との交流を積極的に行いました。

日本との交流におけるエピソードを幾つかご紹介しましょう。

中国に最初に来られた日本の弁理士は佐藤房子先生でした。当時、中国の多くの著名な商標は、日本で先に商標登録されていて、中国商品の日本への輸出の大きな障害になっていました。このような中国商標に関する問題を解決するために、老任は佐藤房子先生と協力して、日本国際貿易促進協会の萩原定司理事長の名義で日本で商標出願をし、『中日商標保護協定』が締結された後に、萩原理事長名義の登録商標を中国企業に譲渡するという取決めをしました。このようなやり方で、中国商標が日本で登録できないという難題を解決し、中国商品の日本への輸出の順調な発展を促進しました。

その後、日本弁理士会会長の井上重三先生を団長とする訪問団の来訪の際にも、老任が交流・接待の責任者となりました。その当時、中国には、まだ特許制度が存在していなかったため、交流における中心の話題は商標でした。

その後、日本は、中国の特許制度成立に対する決意のほどを確かめるために、1979年4月には、日本特許庁長官である熊谷善二先生を団長とする大型代表団を中国へ派遣してきました。その際も、老任はCCPITを代表して、中国知的財産制度の現状を紹介しました。また、老任は、この代表団と中国の関係機関との会談の時には、日本語に精通した特許法のエキスパートとして、私を通訳として抜擢してくれました。後日談として、当時日本側は、日本特許制度及び発展過程を紹介する時に、日本知的財産界の大物たちが全員参加していましたので、中国側の通訳について非常に心配していたそうです。しかし、その会議でも、私は、実力以上の力を発揮することができ、的確な専門用語を駆使した通訳をすることができました。これも、老任が私にいろいろな機会を与えて、勉強させてくれたお陰であると感謝しています。

もう一つのエピソードがあります。ある時日本側は、中国からの特許研修生の招聘計画を立てており、研修生の必要条件としては優れた日本語のヒアリング及び会話能力を有することというものでした。当時から

国にはまだ特許庁が設立されておらず、中国科技情報所出身の5名を研修生として派遣する予定でしたが、日本側はなかなか同意してくれませんでした。そこで、私は、5名の研修生を返礼パーティーに参加させ、日本語能力をチェックすることを提言しました。日本側は、この提言に同意し、最終的に日本側は5名の研修生を受け入れてくれました。これが、中国初の日本への特許研修生であり、日本での特許も上々だったそうです。

また、1980年日本弁理士会の副会長藤本博光氏を団長とする代表団が、中国における特許代理制度の成立を支援するために来訪されました。この時も、老任は彼らとの会談によって、特許代理研修生1期生を日本に派遣することを決めました。

このように老任は、多くの人材の育成に力を注ぎました。

さらに、中国が改革開放時代に入り、日本から相次いで来訪した各代表団に対して、老任は常に「熱烈歓迎」で対応し、熱心に業務交流を行い、中日双方ともに成果を得ることができるよう尽力しました。例えば、日本弁理士会、日本発明協会、国際知的財産協会(AIPPI)日本部会、国際ライセンス協会(LES)日本部会、日本国際貿易促進協会、日本特許情報機構及び日本特許協会(現在の日本知的財産協会)などは、いずれも中国と継続的に交流を行いました。特にAIPPI日本部会は、AIPPI中国部会と定期的に相互訪問する協定を締結しました。また、中国国家知的財産局、商標局、公平交易局、裁判所、税関及び技術監督局などの機関はいずれもこのルートを通じて日本の関連機関、及び団体と知的財産交流を行いましたので、お互いの相互理解が深まり、中国知的財産法律法規の改正及び発展を促進することができました。

その後、老任が1998年に中国法学会会長として訪日した際には、光栄なことに、私も同行させていただきました。訪日期間中、私どもは、当時の小淵総理、最高裁判所長官及び東京、名古屋、大阪の中等、高等裁判所の所長を訪問しました。また、AIPPI日本部会と、中日韓三国間の知的財産交流の取決めに締結しました。

このように、さまざまな面において中日知的財産交流の基礎を確立した老任は、中日知的財産交流の創始者であると言っても過言ではないでしょう。

6. 中日商標保護協定の締結者である老任

上述のように、1978年3月1日以前には、中国と日本は、商標保護協定に締結しておらず、中国は、関連国際条約への加盟も、日本との商標保護互惠協議への締結もしていませんでしたので、中国企業又は個人は日本に直接商標出願をすることができませんでした。このような状況において、日本の一部の不法な商人によって、中国の多くの商標を冒認出願されました。これらの商標は、本来日本向け輸出品に使用されるべきものでした。この問題を解決するために、当時は、正面からではなく、遠回りして解決方法を模索することしかできませんでした。

そのため、この問題を根本的に解決するために、老任は1973年12月、日本の特許庁からの訪中団と両国の商標相互保護の問題について意見交換を行い、商標相互保護問題について交渉することを決めました。当時商標局がまだ復活していなかったため、老任はCCPITの名義で中国を代表として外務省、通産省（実際には特許庁）から成る日本側と交渉しました。

交渉において、老任は日本の法律規定、日本と外国との間に二国間協定を締結する際の原則及びやり方について理解を深め、日本側に中国商標法律、商標出願、保護体制及び上述のような改革開放後の新たな融通性の高い方法を紹介しました。

何年間の厳しい交渉を経て、1977年9月29日に両国はようやく『中日商標保護協定』に締結しました。日本側は当時の駐中大使佐藤正二が、中国側は当時の対外貿易部部長李強がそれぞれ署名しました。この協定は1978年3月1日に発効し、その後中国企業又は個人は、日本に直接商標出願ができるようになり、対日輸出貿易の発展を後押しする原動力になりました。

また、中日商標保護協定の締結により、日本向けの輸出業務を営む中国企業及び個人の正当な利益を最大限に保護することができるようになりました。同時に、協定の締結によって、中日双方の知的財産の交流を促進し、Win-Winの発展を実現できる新しいプラットフォームが提供されました。中日知的財産交流のさらなる発展のために、老任の貢献は非常に大きなものであったとすることができます。

7. 中国の国際的な知財組織の加入及び設立を後押しした老任

知財業界には、政府組織、民間団体を含むたくさん

の知財組織があります。政府組織としては、『パリ条約』、世界知的所有権機関（WIPO）、民間組織としては、国際知的財産協会（AIPPI）、国際ライセンス協会（LES）などが挙げられます。

中国のWIPOとパリ条約への加入を後押しするために、当時WIPOの事務局長であったボクシュ氏は何度も中国を訪問し、老任などに、この二つの組織に加盟するための手続き及び条件を詳しく紹介しました。交渉において、老任と関連機関の責任者は、関連国際組織への台湾加盟の禁止、「二つの中国」又は「一中一台」の不支持などの原則を徹底しました。

そして、中国は1985年3月、『パリ条約』の第96番目の加盟国になり、同条約の多数の加盟国は中国に直接特許出願ができるようになりました。これによって、外資及び技術の導入を強力に保護する役割を果たしたと言えます。

また、中国は1980年3月、WIPOに加入し、同年6月に第90番目の加盟国になりました。

さらに、中国1980年代に入り、民間の知的財産国際組織の加入に積極的な態度を表明し、1983年に「AIPPI中国部会」及び「LES中国部会」を設立し、老任が、それぞれ第一期の会長に就任しました。

これにより、中国は国際組織を介して各国と知的財産交流を行い、関連国際会議への参加もスムーズに行えるようになりました。客観的に言えば、これらの国際組織に加入できるように、中国関係機関もいろいろ援護射撃を行ってきましたが、やはりなんと言っても、老任の功労が大きかったことは言うまでもなく、中国の知的財産国際交流の扉を開いた第一人者であったと言えます。

8. 知的財産裁判の創設者である老任

老任は1983年、最高裁判所副長官として異動し、その後長官を二期担当しました。

老任は、その最高裁判所への勤務時代に、知的財産裁判の道を積極的に切り開きました。まず、経済廷に知的財産審判グループを設立し、「知的財産裁判廷」（現在は、「民事三庭」と呼ばれる）を創設しました。老任の、この方面の功績の紹介については、次の機会、他の人に譲りたいと思います。

一点だけご紹介します。老任は、最高裁判所での勤務時代にも、常に「開拓」精神を持ち続けていました。「海事裁判所」を設立した以外に、さらに知的財産裁判

の発展のために努力し続けました。老任は、日本の古くからの友人である佐藤文男先生の来訪時に、日本特許裁判の事情を聞き、日本特許裁判の判例を教えてほしいと依頼しました。間もなく佐藤先生から送られてきたたくさんの方の日本における特許判決を、裁判官の参考のために、私は老任の指示で中国語に訳し、内部刊行物として出版しました。

老任の常に探求し続ける精神は、私に大きな影響を与えてくれました。心から感謝しています。

9. 無念と希望

老任は、「人材育成の人」と言われていました。私自身は、人材と言えるほどのものではありませんが、老任は、最高裁判所に異動した後に、3回にわたり私を最高裁判所に異動させようとしてくれました。初めの2回は、経済廷の渉外組に、最後の1回は、最高裁判所外事局に推薦してくれました。残念なことに、3回とも老任の期待にそうことができず、結局最高裁判所には行きませんでした。私自身、今の自分の心残りを挙げるなら、老任の指導を最後に受けられなかったことです。私を、引き立ててくれた老任には、申し訳のない気持ちでいっぱいです。

現在、老任はリタイアしていますが、今でも中国の知的財産事業を注目し続け、時には知的財産関連の会議にも参加しています。老任は、中国の知的財産事業のためにその生涯を捧げ続けていると言えましょう。老任にとっては、中国知的財産制度の誕生から、その発展の一つ一つの軌跡が、彼の人生の軌跡と重なり、一つの法律の形成、一つの協議の締結、一つの組織の設立は、老任の尽力がなかったら成しえなかったと言っても過言ではありません。また、老任のお陰で、

私のように、人生の方向転換をし、知的財産の道に歩み、その生涯を知的財産に捧げることにした当時の若者も多かったのではないかと思います。老任の人生は、中国知的財産の発展そのもので、中国知的財産に一番影響を及ぼした人物の一人であることは言うまでもありません。嬉しいことに、老任の努力は全て実り、中国知的財産制度も規範に合致しつつあり、現在知的財産業界で、その発展のために心血を注いでいる若者もたくさんいます。開拓者、そしてその後続いた後任者の努力の下、中国知的財産制度は今後、より健全に発展していくことを固く信じています。

筆者紹介

魏 啓学

1969年に北京對外貿易學院（現在の對外經濟貿易大學）卒業後、中国對外貿易部に就職。1972年にCCPITに異動し、1978年に法律部に異動。2002年に弁護士事務所就職し、2005年から北京林達劉知識産権代理事務所を劉新宇弁理士と共同経営し、2008年に林達劉グループと北京魏啓学法律事務所を設立し、林達劉グループの代表取締役、北京魏啓学法律事務所の所長として勤務している。

任 建新氏の紹介：

中国最高裁判所の元長官。1983年までは、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）副会長を務め、1983年に最高裁判所に異動、副長官を経て、最高裁長官を2期担当。現在90歳。

CCPITに在任中、「中日商標保護協定」交渉の中国側代表を担当し、その後、中国の知財諸法の起草に尽力。

（原稿受領 2012. 10. 16）

